

高岡市二上霊苑を使用するにあたっての特記事項

高岡市二上霊苑をご使用の際は、以下のことを遵守してください。

1 高岡市二上霊苑条例・規則の内容一部抜粋

(1) 使用料

使用料は申込者（使用者）が納入してください。

墓地使用者が墓地を返還したときは、使用料の全部または一部が還付されます。

(2) 管理手数料

管理手数料は申込者（使用者）が納入してください。

使用許可後 10 年以内に返還したときは、使用年数に応じて管理手数料の一部が還付されます。

※使用許可後、10 年の経過以降は、現在のところ管理手数料は無料となっています。

(3) 墓地使用权の譲渡等の禁止

墓地使用权を他人に譲渡または転貸してはいけません。

※ 1 区画の使用墓地に複数の墓碑を建立することは、将来、トラブルになりかねませんのでご遠慮ください。

(4) 使用权の承継

墓地使用权は、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる方に限り、市長の許可を得て承継することができます。

※親族等で祭祀承継者を決められた上で手続きをしてください。

(5) 使用者が市外に転出した場合

市内に住所を有する方を代理人として指定してください。

また、代理人を変更するときも市に届け出てください。

※使用者に連絡がつかない場合、代理人に連絡することがあります。

(6) 住所等の変更

使用者及び代理人の住所等に変更が生じた場合、市に届け出てください。

(7) 使用許可の取消し

使用者が以下のいずれかに該当する場合、墓地の使用許可を取り消します。

なお、この場合、使用料及び管理手数料は還付されません。

- ・偽りその他不正な手段で許可を受けたとき
- ・許可を受けた目的以外に墓地を使用したとき
- ・墓地に関する法令又は高岡市二上霊苑条例若しくはこれに基づく規則等に違反したとき

(8) 使用墓地の返還

墓地を使用しなくなったとき、又は墓地の使用許可を取り消されたときは、当該墓地を速やかに原状（更地）に回復し、返還してください。

(9) 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅します。

- ・使用者が死亡し、相続人又は親族等で祖先の祭祀をつかさどる方がいないとき
- ・使用者の所在が 10 年以上不明な場合で、その親族等から承継の申請がなされないとき

(10) 行為の禁止

苑内で次の行為をしてはいけません。

- ・霊苑を損傷、汚損すること
- ・樹木を伐採、植物、土石等を採取すること
- ・墓地の区画、地形を変更すること
- ・霊苑の維持管理上支障をきたすこと

(11) 損害負担

使用者が使用する墓地における墓その他設備に係る損害については、当該使用者の負担とします。

(12) 墓地の清浄

隣の墓地や苑道に草がはみ出たりしないよう常に墓地の清浄を維持してください。

2 墓を建立する際の注意事項

以下のことに留意のうえ着工前に着工届を市に提出してください。

(1) 墓碑又はこれに類するものの総高

2.5メートル以内のものにしてください。

(2) 墓碑の正面

通路に平行して設置してください。

(3) 使用墓地に樹木等を植える場合

他人の使用場所、道路等に枝の出るもの又は根張の大きなものは植えないでください。

(4) 墓碑の形状

角形を標準とし、霊苑の調和にあったものにしてください。

(5) 花立、線香、供物台

構造、意匠等が墓碑と調和するものにしてください。

(6) 墓碑工事の施工

墓碑が傾倒又は沈下しないよう基礎固めをして、捨コンクリート等の処理を行ってください。

3 その他

(1) 墓参り時のお願い

- ・お供え物や除草した草は、お持ち帰りください。
- ・風で蠟燭の火が草などに燃え移り、火事の原因になりますので、墓参り後は、蠟燭の火を消してください。

(2) 墓石の雪害防止

積雪が原因で灯籠等が倒壊する場合がありますので、灯籠等に雪囲いをする等ご注意ください。

(3) 改葬（骨を他の墓に移動）する場合

納骨される墓地等の管理者に改葬許可証を提出する必要がありますので、遺骨を移動される前に、市へ改葬許可申請してください。

(4) 埋葬（死体を土中へ葬ること）、ペットの埋葬・骨の埋蔵

ご遠慮ください。

(5) 二上霊苑管理事務所

平日午前9時～午後4時までご利用いただけます（年末年始、1月と2月の水曜日を除く）。

なお、管理人は作業等で席を外している場合があります。

4 墓地使用者の使用事項の変更手続きについて

使用事項に次のような変更が生じたときは、届出が必要です。

届出に必要な添付書類は変更事項により異なりますので、裏面「二上霊苑使用事項変更手続き」を参考にしてください。ご不明な点がございましたら、市（市民生活課）にお問合せください。

なお、届出用紙は市民生活課のホームページからダウンロードできます。

また、届出用紙を郵送請求される場合は返信用封筒を同封してください。

- ・使用者が死亡したとき（使用権の承継）
- ・墓に納骨するとき
- ・使用許可証を紛失したとき
- ・住所が変わったとき
- ・代理人を指定、変更するとき ※使用者の住所が高岡市外の方
- ・墓を建立、改築するとき
- ・墓地を返還するとき

<問合せ・届出先>

〒933-8601

富山県高岡市広小路7番50号

高岡市役所 市民生活課 総務係（市役所7階）

電話（0766）20-1351



二上霊苑使用事項変更手続き

使用事項に変更が生じたときは、必ず届け出てください。

変更事由	申請書	添付書類等
<p>使用者が死亡したとき (墓地の使用権は、相続人または親族等で祖先の祭祀をつかさどる者に限り市長の許可を得て、承継することができます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用権承継許可申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ①墓地使用許可証 ②使用者の死亡事項の記載がある戸籍、除籍または改製原戸籍 ③死亡者と承継者の続柄がわかる戸籍、除籍または改製原戸籍 (同一戸籍の場合は、②と③の両方が記載されているため1通で可) ④承継者の住民票 (本籍の表示入り) ⑤承継者の誓約書 (承継者の直筆で記入) ※承継者の住民票が高岡市外にある場合は、墓地使用権承継許可申請書の代理人欄を記入のこと (代理人は高岡市在住の高岡市民の方に限り)
<p>墓に納骨するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地納骨届 	<ul style="list-style-type: none"> ①墓地使用許可証 ②火葬許可証または改葬許可証
<p>墓地使用許可証を紛失したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用許可証再交付申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者の住民票 (本籍の表示入り)
<p>住所・本籍・氏名が変わったとき ※市外転出したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用者住所等変更届 ※墓地使用者代理人指定 (変更) 届 (代理人は高岡市在住の高岡市民の方に限り) 	<ul style="list-style-type: none"> ①墓地使用許可証 ②使用者の住民票 (本籍の表示入り)
<p>代理人が変わったとき (代理人は高岡市在住の高岡市民の方に限り)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用者代理人指定 (変更) 届 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用許可証
<p>墓を建立または改築するとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地工事着工届 	<ul style="list-style-type: none"> ①墓地使用許可証 ②計画図 (設計図) ③水道代協力費 500 円
<p>墓地工事が完了したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地工事完工届 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事承認票
<p>墓地を返還するとき ※更地にしてから返還ください</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用墓地返還届 ・使用料還付申請書 ・管理手数料還付申請書 (墓地使用許可後 10 年以内に返還する場合のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ①墓地使用許可証 ②振込先の分かる通帳等

※ 必要に応じ、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。